

# 医薬情報担当者(MR)の訪問および医薬品 情報提供活動に関する基本ルール

松山赤十字病院（以下「当院」）薬剤部では、医療用医薬品の適正使用および患者安全の確保を目的として、厚生労働省が定める「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に基づき、医薬情報担当者（以下「MR」）による訪問および医薬品情報提供活動について、以下のとおり基本ルールを定めています。

関係各位におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

## 1. 基本方針

- ・MR による医薬品情報提供活動は、患者・来院者および職員の業務の妨げとならないことを最優先とします。
- ・医薬品の有効性および安全性に関する科学的かつ客観的な情報を、適正かつ公正に提供することを基本とします。
- ・承認された効能・効果、用法・用量の範囲を逸脱する情報提供や、不適正使用を助長する行為は認めません。

## 2. 情報提供の方法

- ・医薬品に関する情報提供は、訪問による面談に限定されるものではありません。電子媒体等を活用した情報提供を基本とします。
- ・当院薬剤部 DI 担当(薬剤部長含む)への医薬品情報提供に関する連絡手段は、原則として MONITARO の使用をお願いします。  
やむを得ず MONITARO が使用できない場合は、卸担当者を通じてご連絡ください。
- ・通常の医薬品情報提供において、電話による連絡はお控えください。  
医薬品の回収、供給停止等、緊急性が高い情報提供については、速やかに薬剤部へご連絡ください。その場合は、DI 担当者への電話連絡も可とします。

## 3. 訪問および面会について

- ・訪問および面会は、原則として事前予約制（アポイント制）とします。
- ・予約のない訪問、院内での待機、職員への突然の声掛け等をご遠慮ください。
- ・訪問時は、当院が定める手続きに従い、訪問許可を受けたうえで活動してください。

#### 4. 新規医薬品および未採用医薬品の取扱い

- ・当院未採用医薬品の院内での宣伝・情報提供については、所定の申請手続きおよび許可が必要です。

なお、宣伝許可が出る前であっても、医師からの問い合わせに対する回答については制限を設けません。その際は、必要な情報を適切に提供していただくようお願いいたします。

- ・医薬品の採用に関する判断および申請は、当院の定める手続きに基づき行われ、MR が直接関与することはできません。

#### 5. 後発医薬品(バイオ後続品を除く)の情報提供

- ・後発医薬品(バイオ後続品を除く)に関する情報提供は、原則として薬剤部への情報提供に限るものとします。

- ・診療科・医師への個別訪問による宣伝活動は行わないでください。

#### 6. 遵守事項

- ・当院の定めるルールおよび関係法令を遵守してください。
- ・当院内では、名札を着用し所属・身分を明らかにしてください。
- ・無断での各診療科(医局含む)・薬剤部等への立ち入りは禁止します。
- ・個人情報保護および公正な医療提供の観点から、以下の事項については、原則として回答を控えさせていただきます。
  - ・特定の処方医師名や使用患者名等、個人を特定できる情報
  - ・他社製品を含む医薬品の使用量、処方動向、採用状況の詳細等、医療機関内部の運用や診療内容に関わる情報

#### 7. その他

- ・本基本ルールに定めのない事項については、薬剤部の指示に従ってください。
- ・本ルールが遵守されない場合には、訪問および医薬品情報提供活動を制限または中止することがあります。

松山赤十字病院 薬剤部

2026年3月